

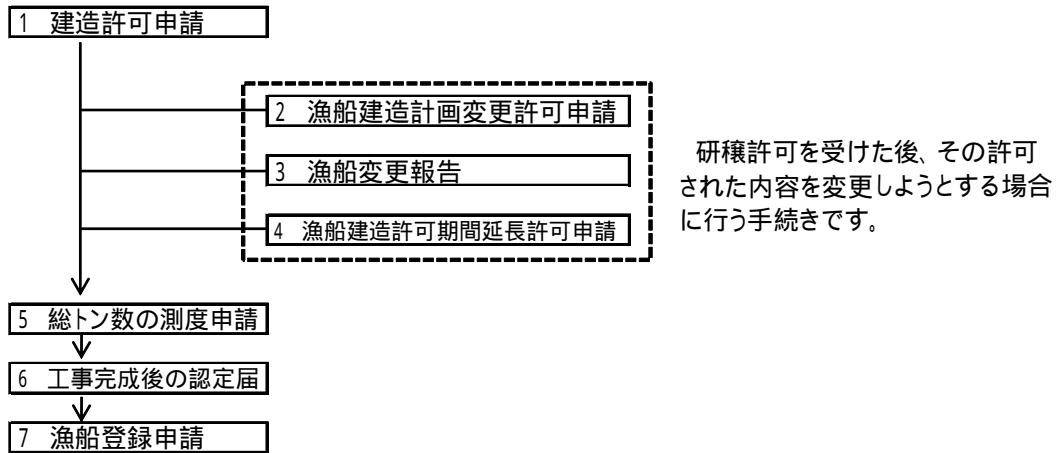
## 漁船建造許可

船の長さ10メートル以上の動力漁船を建造しようとする者は、漁船法に基づいて青森県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならないことになっています。

(船の長さ10メートル未満の漁船の建造については 新規登録)

申請は以下の手順で行います。

### 建造許可から漁船登録までの申請の手順



- 実際に船を運航するまでには上記手続きのほかに、20トン以上船の場合にあっては地方自治体における所有権保存登記や運輸支局における船舶登録及び安全検査等の手続きが、20トン未満船にあっても小型船舶検査機構の安全検査が必要となる場合があります。

#### (1) 申請手続き

##### ア 申請先

建造しようとする漁船の内容	申請先
(ア) 漁業法、水産資源保護法等に基づき青森県知事の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船（イを除く。）	青森県知事
(イ) 漁業法、水産資源保護法等に基づき農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船	農林水産大臣 (水産庁管理課漁船管理班)
(ウ) 上記(ア)(イ)に掲げる以外の動力漁船で総トン数20トン未満のもの	青森県知事
(エ) 上記(ア)(イ)に掲げる以外の動力漁船で総トン数20トン以上のもの	農林水産大臣 (水産庁管理課漁船管理班)

農林水産大臣が申請先となる場合の申請手続きについては、水産庁管理課漁船管理班へ照会ください。

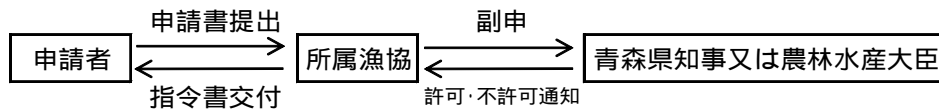
イ 申請書 NO.1

ウ 手数料 不要

エ 添付書類 別表(A)

オ 提出部数(申請書及び添付書類) 各1部

カ 申請等経路



提出された申請書は県又は国で内容が審査され、適正であれば「建造許可指令書」が交付されます。申請者はその許可の日から1年以内に建造工事をしゅん工させなければなりません。

#### (2) 建造許可の失効と取消

##### ア 許可の失効

建造許可を受けた後、以下の事由に該当する場合には、当該建造許可は効力を失うこととなります。

(ア)建造許可の日から1年以内(建造許可期間)に建造工事がしゅん工しないとき。

(イ)漁業法、水産資源保護法等に基づき青森県知事又は農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する場合において、その漁業につき起業の認可が失効し、若しくは取り消され、又は許可その他の処分が取り消されたとき。

但し、(ア)に関し、漁船建造許可期間延長許可申請を行うことによって建造許可期間を延長できる場合があります。

## イ 許可の取消

建造許可を受けた後、次の(ア)～(キ)に掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、その変更につき、建造許可をした行政庁の計画変更許可(漁船建造計画変更許可申請)を受けなければなりません。もし、計画変更許可を受けずに変更した場合には、当該建造許可が取り消されることがあります。

(ア)漁業種類又は用途

(イ)操業区域及び主たる根拠地

(ウ)計画総トン数

(エ)船舶の長さ、幅及び深さ

(オ)船質

(カ)建造を行う造船所の名称及び所在地

(キ)推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径

## (3) 建造許可申請書記入要領(要点)

### ア 申請者の氏名又は名称

申請者は、個人又は法人とすること。任意団体では申請できない。

申請者が複数の場合には、申請書には 外何名と記載し、別紙に全員連名捺印のうえ、代表者を明らかにすること。

### イ 船名

国字をもって定めること(ローマ字、外字は不可)。許可申請時までに船名を決定しないときは「未定丸」で申請すること。但し、この場合であってもしゅん工時までには決定し、漁船変更報告を行うこと。

### ウ 漁業種類又は用途

漁業種類は「漁業種類の分類表」中「B登録の分類」により記入すること。なお、県又は国から別に指示を受けた場合にはこの限りでない。

また、漁業種類の記入にあたっては、最高3種類程度とすること。

### エ 操業区域

許可承認等漁業従事船にあつては「指定された区域」、その他の船にあつては「沿岸」とすること。

### オ 主たる根拠地

漁船の操業又は運航の本拠とする港が所在する市町村名を記入すること。20トン以上漁船の場合、船舶法上の船籍港と異なってもよい。

### カ 船舶の長さ、幅及び深さ

登録寸法を記入する。測度寸法ではない。

### キ 船質

鋼、木、FRP、軽合金の種別を明らかにすること。

### ク 推進機関の種類、馬力数並びにシリンダの数及び直径

種類は「ジーゼル」、「電気点火」の別を、馬力数は「キロワット又はkw」単位を付して(平成14年3月31日以前に漁船に搭載されたことのある中古機関にあつては既に算出されている馬力数を単位を付しないで)記載すること。

### ケ 推進機関の製作所の名称及び所在地

推進機関を製作した会社の本社名及びその所在地を記入すること。販売店名ではない。

### コ 起工、進水及びしゅん工の予定期日

起工予定年月日は、申請の日から1週間程度余裕を見ること。

### サ 建造に要する費用及びその調達方法の概要

船体からその他までの合計金額は自己資金と借入金の合計金額と同一となること。

・漁船の建造許可を受けた者は、次の(1)～(7)に掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、その変更につき、建造許可をした行政庁の計画変更の許可を受けなければなりません。

(1)漁業種類又は用途

(2)操業区域及び主たる根拠地

(3)計画総トン数

(4)船舶の長さ、幅及び深さ

(5)船質

- (6)建造を行う造船所の名称及び所在地
- (7)推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径
- ・申請手続きは、以下の申請書と添付書類で行います。
 

申請書	NO.15
手数料	不要
添付書類	別表(D)
提出部数	各1部
申請経路	建造許可申請に同じ

### 3. 漁船変更報告

・漁船の建造許可を受けた者は、次の(1)～(5)に掲げる事項のいずれかに変更を生じたときは、遅滞なくその旨を建造許可をした行政庁に報告しなければなりません。

- (1)申請者の氏名又は名称及び住所
- (2)船名
- (3)推進機関の製作所の名称及び所在地
- (4)起工、進水及びしゅん工の予定期日
- (5)建造に要する費用及びその調達方法の概要
- ・報告手続きは、以下の報告書と添付書類で行います。
 

報告書	NO.18
添付書類	所属漁協の副申書
提出部数	1部
申請経路	建造許可申請に同じ

**(注意事項)**

売買などにより申請者自体が変更される場合は当該変更報告の範疇とはならず、新申請者が新たに建造許可申請をしなければなりません。

### 4. 漁船建造許可期間延長許可申請

・漁船の建造許可を受けた者は、建造許可期間内に当該建造工事をしゅん工することができないやむを得ない事由があるときには、建造許可をした行政庁へ許可期間延長の申請をすることができます。(但し、当該申請の時点で工事未着工である場合には、改めて建造許可の申請をする必要があります。)

- ・申請手続きは、以下の申請書と添付書類で行います。
 

申請書	NO.16
手数料	不要
添付書類	NO.17と所属漁協の副申書
提出部数	各1部
申請経路	建造許可申請に同じ

### 5. 総トン数の測度申請

(船の長さ、幅及び深さの変更に係る改造許可の場合に限る)

・漁船所有者は、漁船を建造したり、船の寸法や総トン数を変更した場合には、当該漁船の総トン数を明らかにするため、都道府県知事が行う「総トン数の測度」を受けなければならないことになっています。

・漁船の建造許可を受けた者は、建造した漁船について、工事完成後の認定前に総トン数測度を完了しておく必要があります。

総トン数の測度

### 6. 工事完成後の認定届

(計画総トン数5トン未満の動力漁船を除く)

・漁船の建造許可を受けた者は、建造許可を受けた船船の建造工事がしゅん工したときは、建造許可を受けた行政庁の「認定」を受けなければなりません。

・漁船の建造工事は、認定を希望する日までにしゅん工(漁船の外郭の完成はもちろん、漁ろう設備、魚探、無線等全ての装備が完備され、出航状態と同様の状態)させておく必要があります。

・認定は、建造許可をした行政庁の職員が直接漁船に向いて行い、建造許可の内容と相違なくしゅん工していると認められるときは、「漁船認定通知書」を交付します。

・認定手続きは、以下の届出書と添付書類で、認定を希望する日の3週間前までに提出して行います。

- |      |   |
|------|---|
| 届出書  | NO.19                                   |
| 手数料  | 不要                                      |
| 添付書類 | なし(青森県外において総トン数測度を受けている場合にあっては、総トン数証明書) |
| 提出部数 | 1部                                      |
| 申請経路 | 建造許可申請に同じ                               |

## 7. 漁船登録申請

・建造許可指令書(場合によっては「計画変更許可書」あるいは「許可期間延長許可書」も併せて)及び漁船認定通知書を用意したうえで、**新規登録申請**を行います。